

学校教育における著作権指導のあり方

－書籍の電子データ化をめぐる－

世良 清*1

Email:sera@cty-net.ne.jp

*1: 三重県立津商業高等学校

◎Key Words 著作権 知的財産 知的財産権 知財教育

1. はじめに

著作権所有を明示するCマークは、著作権者とその執筆年を表示することによって効果を発揮することを期待してつくられた。万国著作権条約によって、このマークを表記することにより、この条約の加盟国で方式主義を採用している国で著作権が保護される。世界には無方式主義と、方式主義とがあり、日本は1989年にベルヌ条約(無方式主義)に加盟したことにより無方式主義を採用されているため、必ずしもCマークや著作権所有の表示をしなくとも保護される。しかしながら、2000年を期に、「無断複写や転載を禁じる」表示が一般的になり、その後、例外規定に触れる表示も出現したが、一方で「自炊」についても全般的に禁じられていると誤解するような表示が出現した。著作権者の保護は必要だが、適切な表示をしないと、かえって秩序を失うことになりかねないのではなかろうか。本発表では、産業財産権を含めた知的財産の教育について検討を進めたい。

2. 教師や研究者の意識

新しい学習指導要領で、中学校技術科や高校の専門教科で「知的財産」(知財)が取り入れられた。「知的財産権」とは、単独の権利が存在するのではなく、著作権や特許君などの産業財産権、さらには、育成者権、営業秘密などの「無体財産」の権利を束ねた総称である。これまで情報教育では知財と著作権は同義で捉えられてきた。しかし著作権教育は法解釈を学習するだけ、あるいは、違法性を指摘して複製や模倣を禁止する教育であることが多い。模倣と創造は背中合わせの関係であり、本来、創造することの重要性を学ぶことから模倣や複製の問題を考えることができる。すなわち知財教育の観点から創造・尊重・活用の知財教育サイクルの適用が重要である。

一方、情報教育の観点から、とりわけ情報モラル教育の観点から著作権が単独で学習の対象とされることが多い。しかし、現場の教師自身が曖昧な知識しかもたず、ときに誤った指導が見られる。

もちろんソフトウェアの不法コピーやWEB上の著作物を扱う上で、その違法性を指摘するのは必要であろう。確かに調べ学習などでは、WEBから図表や写真はおろか、文章を安易に複製する場面が多く見られるので、適切な指導は必要である。

では、指導する教員の意識はどうか。著作権法第30条では私的使用の目的の複製が許容、同法第32条では引用して利用できるとされ、さらに同法35条では学校での授業をはじめ教育機関での複製が認められている。しかし、これらの意図や制限範囲を意識し明確に把握しているのか疑問がある。例えば、学校内であればまったく自由であるという考えをもつ教師が多く存在する一方、トラブルを避けて過剰に忌避する言動も散見される。あるいは、このような減少も散見される。学会発表などのプレゼンテーションのスライドで「著作権的にやばいところがあるので・・・」とある研究者の発言などは、不確実な認識をもととしている。筆者がこの発言者のスライド画面を見る限り、商品の商標か商品自体の画像取り込みを意図したものと思われるが、発表内容を補完するために充分必要な最小限の引用であり、問題は無いものと思われる。公式、非公式を問わずこのような曖昧な発言が蔓延することによって、時として誤った考えが拡大するおそれがある。もちろん、その正否を決するには当事者間の問題であり、さらには公的に裁定されなければ確かに曖昧さを感じるのはやむを得ないことでもある。

従って、ここに述べた商標や商品を引用して使用して良いのか否かは、著作権法の趣旨を理解した上で、自ら判断することが重要であり、そのためには教師や研究者自身が正しい理解と判断力が求められる。

3 図書資料の著作権

近年、書籍の「自炊」に対して執筆者らとその代行業者に対して違法性を指摘し提訴した。「自炊」を利用者自身が自らの手で行うのではなく、それを代行する業者が介在する点が問題を複雑にしているが、あくまでその依頼者である個人の

私的使用の範囲を超えない限り、違法性があると判断するのはやや無理があるのではなからうか。大量の電子データが無秩序に流出することは確かに違法であるが、そうであれば電子書籍を開発し実用化させた電子機器の業界にも責任の一端はある。

一方で、図書資料は、出版業界を中心としたこれまでの長い過程から、著作物に注意や警告を記載することで、自ら保護することも行われてきた。筆者は、図書資料に著作権に関する注意や警告がどのように表示されているのか調査を試みた。

この調査は、予備調査として2011年12月に、執筆者が勤務する高校の図書室に所蔵する図書から、等間隔法でサンプリングし、筆者が日常の授業で使う教科書類を付加し、合わせて163冊の表示を抽出した。その結果、次に示す4パターンに分類できることがわかった。

① 著作権に関する注意や警告の表示がまったくないもの 43冊

2000年より前のものは12冊(27.9%)であるが、2000年以降に刊行された31冊(72.1%)は、私出版または官公庁による冊子が多い。雑誌、著作権や産業財産権に関する冊子資料や、学校教材であるワークブックに表示がない。

② Cマークを付したもの 55冊

早いものは1961年にその表示があり、2000年より前のものは14冊(25.5%)、2000年以降に刊行されたもの41冊(74.5%)である。雑誌や官公庁によるものにもCマークあるいは「著作権所有」の表示が見られる。

③ 無断複写や転載を禁じる表示があるもの 27冊

早いものは1985年のその表示があり、2000年より前のものは6冊(22.2%)、2000年以降に刊行された21冊(77.8%)であるが、時期的な差異はない。しかし、表示の表現方法は多岐にわたる。Cマークの表示のないものもある。

・この著作物の全部または一部を権利者に無断で複製(コピー)することは、著作権の侵害にあたり、著作権法により罰せられます。(1985) Cマークなし

- ・本書の無断複製・複写を禁じます。(1987)
- ・許可なしに転載、複製することを禁じます。(1994)
- ・無断転載・複写を禁じます。(1996)
- ・無断転載禁止(1999) Cマークなし

- ・禁無断転載・複写(2000、2001)
- ・本誌掲載の写真・イラストおよび記事の無断掲載を禁じます。(2003) Cマークなし
- ・本書の内容を無断で複製・複写・放送・データを配信することはかたくお断りします。(2004)
- ・本書の記事および写真の無断掲載、情報システムへの入力、インターネット上での使用を禁じます。(2004)
- ・発行者の許諾なくして本教科書に関する自習書、解釈書、練習書もしくはこれに類するものの発行を禁ずる。(2004、2007)
- ・本書は、構成・文書・プログラム・画像・データ等のすべてにおいて、著作権法の保護を受けています。本書の一部あるいは全部について、いかなる方法においても複写・複製等、著作権法上で規定された権利を侵害する行為を行うことは禁じられています。
- ・無断転載を禁ず(2008)
- ・本書の内容を無断で複写、複製、転載すると、著作権及び出版権の侵害となることがありますので、ご注意ください。(2009) Cマークなし
- ・禁無断転載(2009) Cマークなし
- ・無断複写・複製、転載は著作権の侵害となります。(2010)
- ・禁無断転載放送(2010) Cマークなし
- ・本書の内容を無断で複製・複写・放送・データ配信することは堅くお断り染ます。(2010) Cマークなし
- ・本誌の記事・写真・イラスト等の無断転載、転用、放送を禁じます。(2010) Cマークなし
- ・本書は著作権上の保護を受けています。本書の一部または全部について(ソフトウェアおよびプログラムを含む)、株式会社〇〇〇から文書による許諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写・複製することは禁じられています。(2010、2011)
- ・本書の無断複写、複製、転載を禁じます。(2011) Cマークなし
- ・無断複写・複製・転載は著作権の侵害となります。(2011)
- ・禁 無断転写複写(2011)
- ・無断複写・転載を禁ず(2011)
- ・本書の写真、図版、文章、イラストの無断転載を厳禁します。(2011)

④ 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外

規定にもふれられているもの 33冊

早いものは1987年のその表示があり、2000年より前のものは7冊(21.2%)、2000年以降に刊行された26冊(78.8%)である。うち11冊は日本複写権センター委託出版物、1冊は日本著作権管理システム委託出版物の表示がある。

・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合はあらかじめ小社あて許諾を求めてください。(1987、1988、1989、1991)

・R<日本著作権センター委託出版物> 本書の全部または一部を、無断で複写(コピー)することは、著作権法上の例外を除き禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本著作権センターにご連絡ください。(1994、1999、2004、2005、2007)

・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製(コピー)して配布することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、小社あて事前に許諾をお求めください。(1996)

・R<日本著作権センター委託出版物> 本書の無断複写(コピー)は著作権法の例外を除き、禁じられています。(2000)

・R 本書の全部または一部を、無断で複写(コピー)することは、著作権法上の例外を除き禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本著作権センターにご連絡ください。(2002)

・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となります。(2002)

・本書の無断複写(コピー)は著作権法上での例外を除き、禁じられています。(2003)

・本書の無断複写複製(コピー)は特定の場合を除き、著作者・出版社の権利侵害となります。(2003)

・本書の無断複写複製(コピー)は著作権法上での例外を除き、禁じられています。(2004)

・本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)すること、は著作権法上での例外を除き禁じられています。(2005)

・本書の無断複写(コピー)は、著作権法上の例

外を除き著作権侵害となります。(2006)

・本書の一部または全部を無断で複製・転載・上映・放送することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となります。あらかじめ小社あてに許諾をお求めください。(2007)

・JCLS (株) 日本著作出版権管理システム委託出版物 本書の無断複写は著作権法上の例外を除き禁じられています。複写を希望される場合は、そのつど事前に(株)日本著作出版権管理システムの許諾を得てください。

・本書の無断複写複製(コピー)は、特定の場合を除き、著作者・出版社の権利侵害となります。(2008)

・R<日本著作権センター委託出版物> 本書の無断複写(コピー)は著作権法の例外を除き著作権侵害となります。(2008)

・本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版社の権利の侵害となりますので、その場合は予め小社あて許諾を求めてください。(2008)

・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合はあらかじめ小社あてに許諾を求めてください。(2009)

・本書の一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、無断で複写、複製、転載、テープ化、ファイルに落とすことを禁じます。(2009、2010、2011)

・本書の無断複写(コピー)は著作権法上での例外を除き、禁じられています。(2010)

・本書の全部または一部を無断複写(コピー)は著作権法上での例外を除き、禁じられています。(2010)

・本書(ソフトウェア/プログラムを含む)は、法令に定めのある場合を除き、複製・複写することはできません。(2010)

・R<日本著作権センター委託出版物> 本書(誌)を無断で複写複製(コピー)することは著作権法の例外を除き、禁じられています。本書(誌)をコピーされる場合は、事前に日本著作権センター(JRRC)の許諾を受けてください。(2010)

⑤ 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外

規定にもふれられているもので、「自炊」についてふれられているもの 5冊

・JCOPY <(社)出版者著作権管理機構 委託出版物> 本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に(社)出版者著作権管理機構の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。(2011)

・本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人の家庭内の利用であっても一切認められておりません。(2011)

・本書の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害となります。また、業者など、読者本人以外による本書のデジタル化は、いかなる場合でも一切認められませんのでご注意ください。(2011)

・本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人の家庭内の利用であっても著作権法違反です。(2011)

・本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、いかなる場合も著作権法違反となります。(2011)

7. まとめにかえて

これまで、情報モラルを中心とした著作権教育情報では、法解釈を学習するだけ、あるいは違法性を指摘して複製や模倣を禁止する教育であることが多くみられたが、創造性を育てることによって、模倣と創造の区別がわかり、自ら創作する意義に気づくことによって、安易な模倣から脱却することができることと考えられる。情報モラル教育にも、創造性を重視した知財教育の考え方の導入が重要であることを指摘しておきたい。

参考文献

- 1) 荒井寿光+知的財産国家戦略フォーラム「知財立国」、日刊工業新聞社、2002
- 2) 内閣官房知的財産戦略推進事務局「知財立国への道」、ぎょうせい、2003
- 3) 三重大学「平成19年度特許庁大学知財研究推

進事業 初等・中等教育における知財教育手法の研究報告書」2008

- 4) 世良清「高等学校における知財教育の現状と課題」『日本知財学会誌』(vol. 5)2008
- 5) 世良清「中学校での知財教育の現状と課題」『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』(第3号)2008